テネリア®とテルネリン®
販売名類似による取り違え注意のお願い

2021年6月
田辺三菱製薬株式会社
第一三共株式会社
サンファーマ株式会社

謹啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。また、先生方におかれましては安全性情報の収集にご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、「**テネリア®**（一般名：テネリグリプチン）」ならびに「**テルネリン®**（一般名：チザニジン）」につきましては、2012年に医薬品の販売名類似による取り違えの注意喚起をさせて頂きましたが、その後も同様の事例が23件*報告されております。

*（公財）日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業及び薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業より（2021年2月末時点）

先生方におかれましては、それぞれの薬剤を処方または調剤いただく際に今一度、患者さんの**病歴**、**薬歴**（糖尿病治療剤の有無）、処方内容（**薬効**、**薬剤名**、**用法**、**用量**等）をご確認くださいますようお願い申し上げます。また、処方オーダーシステムをご利用の場合は、**薬剤名**の前に薬効等を表示する等の防止策を講じていただけますようお願いいたします。

処方オーダーシステム表示例：〈糖尿病治療剤〉テネリア
〈筋緊張緩和剤〉テルネリン

今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

テネリアとテルネリンの取り違え事例

事例1※1 **処方誤り**	新規患者の処方箋内容が、テネリア錠1日3回毎食後1回1錠の処方であった。薬局の初回患者の聞き取りにて持病に糖尿病がないことを確認したため、用法用量も含めた適応症の薬剤間違えの可能性があると判断し処方元に疑義照会したところ、処方元の処方箋発行時の薬剤選択ミス入力であることが判明した。
事例2※2 **調剤時の取り違え**	薬局で処方入力時に、処方箋テネリア20mg 1錠1日1回夕食後14日分をテルネリン1mg1錠1日1回夕食後14日分で入力。調剤、鑑査、投薬で気付かず患者に投薬してしまった。

※1公益財団法人日本医療機能評価機構「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」事例番号：000000121916より一部編集あり
※2公益財団法人日本医療機能評価機構「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」事例番号：000000060272より一部編集あり

テネリアとテルネリンを処方または調剤いただく際にはご注意願います。

薬効分類名	2型糖尿病治療剤	筋緊張緩和剤
販売名	テネリア®錠20mg テネリア®錠40mg テネリア®OD錠20mg テネリア®OD錠40mg	テルネリン®錠1mg テルネリン®顆粒0.2%
一般名	テネリグリプチン臭化水素酸塩水和物	チザニジン塩酸塩
錠剤PTPシートの写真		
効能又は効果	2型糖尿病	1．下記疾患による筋緊張状態の改善 頸肩腕症候群、腰痛症 2．下記疾患による痙性麻痺 脳血管障害、痙性脊髄麻痺、頸部脊椎症、脳性(小児)麻痺、外傷後遺症(脊髄損傷、頭部外傷)、脊髄小脳変性症、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症
用法及び用量	通常、成人にはテネリグリプチンとして20mgを1日1回経口投与する。なお、効果不十分な場合には、経過を十分に観察しながら40mg1日1回に増量することができる。	1．筋緊張状態の改善の場合 通常成人には、チザニジンとして3mg(錠剤の場合3錠、顆粒剤の場合1.5g)を1日3回に分けて食後に経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。 2．痙性麻痺の場合 通常成人には、チザニジンとして1日3mg(錠剤の場合3錠、顆粒剤の場合1.5g)より投与を始め、効果をみながら1日6～9mg(錠剤の場合6～9錠、顆粒剤の場合3～4.5g)まで漸増し、1日3回に分けて食後に経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。
製造販売	製造販売元 田辺三菱製薬株式会社 大阪市中央区道修町3-2-10 販売元 第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町3-5-1	製造販売 サンファーマ株式会社 東京都港区芝公園1-7-6 販売 田辺三菱製薬株式会社 大阪市中央区道修町3-2-10
お問い合わせ先	第一三共株式会社 製品情報センター 電話：0120-189-132 受付時間：9時00分～17時30分 (土、日、祝日、当社休日を除く)	田辺三菱製薬株式会社 くすり相談センター 電話：0120-753-280 受付時間：9時00分～17時30分 (土、日、祝日、会社休業日を除く)

製品をご使用の際は最新の添付文書をご確認ください。

本情報の留意点

- 情報の作成に当たり、弊社は正確性について万全を期しておりますが、それを保証するものではありません。
- 本情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。

TNL7AT0402
2021年6月(審) 21V210